

## 第15講 クリエイティブ・コモンズ【遠隔授業】

1. インターネットと無料アプリ [音声ファイル1 media2025\\_15-4.mp3](#) 音声は2020年のものです

### 1) 知識は共有されるべき

インターネット上でデジタルデータ化をすすめる動機／思想のひとつが、無料で自由（freeフリー）である。書籍やフィルム、レコードなどは複製品の製作が困難であるが、デジタルデータはまったく同一物の複製が極めて容易であり、インターネットによって地球規模での共有が可能となった。それは以前から存在した考えとして、知識や技術は人類共通の財産であり共有されるべきという思想がある。著作権に守られたあるいは所有権を行使した「見せない・写させない・使わせない」思想、それによる利益の独占とは対極の思想がインターネットを突き動かすひとつの要因である。

### 2) 無料アプリ

その具体的な成果物が無料アプリである。現実にはさまざまなコストの回収や集金したい本音もあり、無料といつつ広告を表示し、そこから収入を得る場合もある。広告収入モデルは2010年代以降に本格化した新しいシステムで、とくにスマホアプリで顕著に見られる。PCでは個々のコンピュータにインストールするソフトでは広告型はほぼ無く、ブラウザやウェブアプリでは実現している。

スマホの普及以前の無料アプリは、フリーウェア（freeware）、対価を求めるが任意のものはシェアウェア（shareware）という。現在も存在し、普及している。

### 3) オープンソースソフトウェア（open-source software: OSS）

オープンソース - Wikipedia <https://ja.wikipedia.org/wiki/オープンソース>

オープンソース（英: open source）とは、ソースコードを商用、非商用の目的を問わず利用、修正、頒布することを許し、それを利用する個人や団体の努力や利益を遮ることがないソフトウェア開発の手法。

OSSはネットにアクセス可能な多数の技術者が自発的に参加して改良を加えていくアプリ開発モデルである。OSではLinux、データベース管理システムのMySQL、プログラミング言語のJava、Perl、PHP、ブラウザのFirefox、統計解析アプリRなどがあり、多くはフリーウェアでもある。開発速度が早く、瞬く間に普及するOSSはインターネットの生態系に適応したソフトウェアの技術開発システムといえる。

## 2. 著作権と作品の公開

### 1) 著作者への報酬を可能にしたストックフォートの課金システム

他方、イラストや写真、映像、音楽などの著作物は、同一品質のコピーが容易なインターネットに適応するのに苦労してきた。作品の普及だけであれば単純にネット上で公開すれば容易に可能である。しかしこれでは収入が得られず、プロとしての作家や作品を完成させるためのプロとしての技術者が成り立たない。著作権を無視した海賊版も横行した。これについては、ストックフォートと呼ばれる課金システムの開発により一定の解決を見ている。たとえば下のサイト。

Getty Images <https://www.gettyimages.co.jp>

iStock <https://www.istockphoto.com/jp>

Shutterstock <https://www.shutterstock.com/ja/>

PIXTA <https://pixta.jp>

## 2) パブリック・ドメイン

著作権の保護期間が終了した作品、著作権を放棄した作品はパブリックドメイン (public domain) と呼ばれる。日本語では「著作権切れ」と俗称してきたが近年はカタカナ語を用いることが多くなった。著作物や発明などの知的創作物について、知的財産権が発生していない状態又は消滅した状態をいう。当然ながらパブリックドメインの作品を使用するにあたり、著作者を明示することは必要ない。

パブリックドメイン - Wikipedia <https://ja.wikipedia.org/wiki/パブリックドメイン>

知的財産権の放棄は、著作権では作品の広範な普及を目指す場合、公的機関が人類の遺産と考える場合などもある。前者はチェ・ゲバラの肖像（右イラスト）、後者はNASAの月面写真が著名である。産業財産権の独占的権利の放棄として、近年の著名な例では「QRコード」がある。知的財産権を無料公開することで開発した技術が世界標準として普及し、結果として開発者の利益を増大することを想定しておこなわれる。はじめから著作権が設定されないものとして建物や船の外観がある。ただし、設計図は著作物。

QRコードドットコム | 株式会社デンソーウェーブ <https://www.qrcode.com>

## 3) インターネットが実現したパブリックドメイン

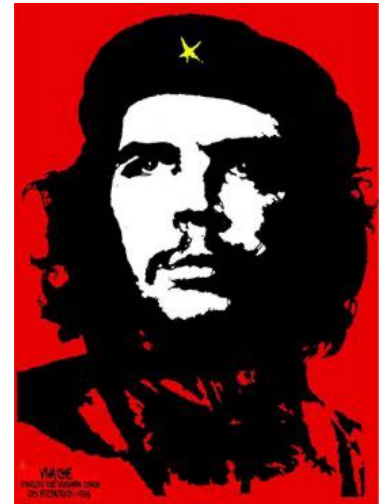
パブリックドメインとなった著作物も、紙媒体で出版すると印刷や流通、販売のコストがかかり無料ではできない。ところがデジタルデータとインターネットの組み合わせは、無料での流通を可能にした。具体例には次のウェブサイトがある。 青空文庫 <http://www.aozora.gr.jp/>

パブリックドメインの歴史的音源

<http://classicalmusicmp3freedownload.com/ja/>

Internet Archive <https://archive.org>

Wikimedia Commons [https://commons.wikimedia.org/wiki/Main\\_Page](https://commons.wikimedia.org/wiki/Main_Page)



Jim Fitzpatrick によるチェ・ゲバラの肖像  
パブリックドメインとして公開し全世界に普及した  
[https://en.wikipedia.org/wiki/Jim\\_Fitzpatrick\\_\(artist\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Jim_Fitzpatrick_(artist))

## 3. クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

### 1) クリエイティブ・コモンズ (CC)

以上の説明は、著作権で保護された作品とそれに付随する権利の独占による収益システム、それに対する無料無償のパブリックドメインという二項対立の状態を描いてきた。現実には著作権、とりわけ著作者人格権のひとつである創作者表示（クレジット表示）のうえ、多くの人に使ってもらいたい場合がある。インスタグラムなどSNSへの写真の投稿はその現れでもある。そしてその意思の表示や確認は簡単で世界共通であってほしい。

その希望を叶える仕組み、著作権は保持したまま条件付きで誰もが使用できる著作物を共有する手段のひとつが「クリエイティブ・コモンズ」である。クリエイティブ・コモンズとは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス) を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称である。

音声ファイル2 [media2025\\_15-5.mp3](#)

2) クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは <https://creativecommons.jp/licenses/> [media2025\\_15-2.pdf](#)

CCライセンスはインターネット時代のための新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば私の作品を自由に使って良いですよ」という意思表示をするためのツールです。CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができます。ちょっとわかりにくいですが、最も簡便でライセンスが多い CC BY はクレジット（著作者やタイトルなど）の表示が利用条件。

### 3) 国によるCCライセンスの解説

文化庁でもCCライセンスに似た「自由利用マーク」を定めているが、ほとんど利用されずにいる。そしてCCライセンスを先に解説するようになった（前回資料「著作権テキスト」 media2025\_13-2.pdf, 46p.）。総務省でも「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン（総務省 2013\*）で解説している。現在、CCライセンスは日本国の公認を得たと考えてよい。\*[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000225144.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000225144.pdf)

The image shows two browser windows. The left window displays a Commons page for an astronaut on the moon. The right window displays a Commons page for a Northern krill image, with red circles highlighting the author name 'Øystein Paulsen - MAR-ECO' and the license 'CC 表示-継承 3.0'.

**Public Domain**  
パブリックドメイン

この画像もしくは映像物は、アメリカ航空宇宙局 (NASA) のNASA本部により、ID: GPN-2001-000013 AND Alternate ID: AS11-40-5903 で公開されています。これはライセンスタグではありません！別途、通常のライセンスタグが必要です。詳しくはライセンスングをご覧ください。

このファイル・資料はアメリカ航空宇宙局(NASA)によって作成されたものです。NASAの著作権ポリシーでは、特記事項が無い場合NASAの資料はパブリックドメインとなります。(詳しくは [Template:PD-USGov](#) または [NASAの著作権ポリシーについて \(英語\)](#) または [ジェット推進研究所\(JPL\)の画像使用に関するガイドライン \(英語\)](#) をご覧ください。)

**注意事項:**

- NASAのロゴや記章・紋章の使用は米国法 14 CFR 1221 で制限されています。
- NASAの公式ウェブサイトには、アメリカの宇宙開発局ではないソ連・ロシア連邦宇宙局からの画像も数多く収録されています。これらのファイルや資料は必ずしもパブリックドメインであると限りません。
- ハッブル宇宙望遠鏡による資料は、宇宙望遠鏡科学研究所(STScI)による提供である場合パブリックドメインではない可能性があります。ハッブル宇宙望遠鏡公式サイト [の著作権ポリシー \(英語\)](#) を、詳しくはこちら [\(\(PD-Hubble\)\), \(\(Cc-Hubble\)\), \(\(Spacetelescope.org\)\)](#) のテンプレートもご覧ください。
- 太陽・太陽観測衛星(SOHO, ESA & NASA)と共同のプロジェクトでは、宇宙探査用のロケットからの画

**File information** Structured data

**Captions** [Edit](#)

English Add a one-line explanation of what this file represents

<b>Description</b>	English: A Northern krill ( <i>Meganyctiphanes norvegica</i> ).
<b>Date</b>	14 July 2005 (original upload date at the English Wikipedia).
<b>Source</b>	MAR-ECO
<b>Author</b>	Øystein Paulsen

**Permission (Reusing this file)**

Permission is granted to copy, distribute and/or modify this document under the terms of the GNU Free Documentation License, Version 1.2 or any later version published by the Free Software Foundation; with no Invariant Sections, no Front-Cover Texts, and no Back-Cover Texts. A copy of this license is included in the section entitled [GNU Free Documentation License](#).

This file is licensed under the [Creative Commons Attribution-Share Alike 3.0 Unported](#) license.

You are free:

- to share – to copy, distribute and transmit the work
- to remix – to adapt the work

Under the following conditions:

- attribution** – You must give appropriate credit, provide a link to the license, and indicate if changes were made. You may do so in any reasonable manner, but not in any way that suggests the licensor

パブリックドメインでは作者の標示は不要

CC 表示 (By) は作者を明記する。「ウィキペディアより」では不十分。写真の下にある情報または詳細情報を見て作者(著作権者)の氏名や指定された方法を明記する。

このオキアミでは Øystein Paulsen 氏であり、URL (Wikiまたは原本の) を並記すると完璧である。

左上: パブリックドメインと表示されているNASAの写真 [https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Aldrin\\_Apollo\\_11.jpg](https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Aldrin_Apollo_11.jpg)

左下: 写真の「詳細」をクリックすると出る説明、下の方にある(最上部の「日本語で表示」を選択しておく)

右上: CCライセンスのオキアミの写真 [https://ja.wikipedia.org/wiki/オキアミ#/media/ファイル:Meganyctiphanes\\_norvegica2.jpg](https://ja.wikipedia.org/wiki/オキアミ#/media/ファイル:Meganyctiphanes_norvegica2.jpg)

右下: 右上の写真の「詳細」をクリックするとライセンスの説明が出る

\*なお、NASA公式サイトの写真使用案内は、非営利使用は自由としておりパブリックドメインとは異なっている

<https://www.nasa.gov/multimedia/guidelines/index.html>

やはりWikipediaなど第三者情報を頭から信用してはいけない。必ず元サイト公式サイトを確認すること

NASA（アメリカ航空宇宙局）は写真共有サイトフリッカーでも公開している

NASA on The Commons | Flickr <https://www.flickr.com/photos/nasacommons>

#### 4. インターネット時代のメディアの倫理 **音声ファイル3 media2025\_15-6.mp3**

##### 1) 事件事故の実名記載

事件や事故の即時報道では、当事者の実名が記される。匿名化の流れに抵抗することは「知る権利」を守り、不正の追及と公権力の監視につながるという、報道機関のこだわりでもある。

実名と報道（日本新聞協会 2006） <https://www.pressnet.or.jp/publication/book/pdf/jitsumei.pdf>

実名の記載は、自治体史などの記録資料でも当然のように用いられてきた。これは記憶を長く留めておく、共有することが目的である。一般に自治体史を参照することは少なく、目的をもった良識ある人が利用するという暗黙の了解のうえでのことかも知れない。

では、博物館の展示や出版物では、どう扱うのがよいのだろうか。不特定多数の人間が観覧する、さまざまな人が入館する博物館での展示での実名か匿名かの判断は、個別に十分な議論をしていくべき課題である。

##### 2) 人混みの人物撮影と放映

放送では交差点や通勤風景、スポーツ観戦で人の顔がアップで大写しになることがある。これは肖像権の侵害ではないのか。放送局の理屈は既に「公衆に姿をさらしているから問題無い」というもの（NHKテレビでの解説の記憶による）。しかし、放送画質の向上、記録の普及、デジタルデータ化、ネットの普及、ウェブページの蓄積と保存、興味本位の個人特定、さらには匿名での嫌がらせやストーカー行為の横行から、近年は顔にぼかしを入れること、場合によっては性別や年齢を限定して、がおこなわれている。

メディア関連の状況や判断は古い本を参照することでは不十分で、最新の動向や判断に注意したい。

##### 3) 忘れられる権利

現在ではウェブページが蓄積され公開されている。おそらく非公開でネット情報を蓄積して分析することもおこなわれているだろう。そんななかで注目を集めたのが「忘れられる権利」である。「人の噂も七十五日」の格言は遠いものとなってしまった。

NHKクローズアップ現代2012.6.26放送「"忘れられる権利"はネット社会を変えるか？」 [media2025\\_15-3.pdf](#)

HUFF POST WORLD 忘れられる権利、EU裁判所が認める Googleにリンク削除義務

[http://www.huffingtonpost.jp/2014/05/13/google\\_n\\_5320265.html](http://www.huffingtonpost.jp/2014/05/13/google_n_5320265.html)

【レポート8】 音声のレポート12はありません。2020年のコロナによる移動制限の時の実習の様子を話しているウィキペディア「ホッカイエビ」 <https://ja.wikipedia.org/wiki/ホッカイエビ> の上部に掲載の写真を自作ウェブページに使用した場合の適切な出典を記す。

提出方法：メール本文に記載

1行目 学科、学籍番号、氏名を記載する

2行目 回答を記す

件名：メディア論2025レポート8 [3は全角]

提出期限：7月24日（木） 遅れた場合は受け取らない